

浄化槽工事業登録制度

(1) 登録制度の意義

建設業法においては請負代金の額が500万円（建築一式工事である場合にあっては1,500万円）未満の工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150㎡未満の木造住宅建設工事については許可が不要であることから、一般に小規模である浄化槽工事は許可が不要であることが多く、行政庁ではその実態を十分に把握できていなかった。

このため、浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号、以下「法」という。）を制定し、

- 浄化槽工事を行う者に対し、都道府県知事への登録を義務付ける
 - 浄化槽設備士制度を創設し、営業所及び浄化槽工事現場に浄化槽設備士を置かなければならない
- とした。

(2) 登録を受けるべき行政庁

営業所の有無にかかわらず、実際に浄化槽工事を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けていなければならない(法第21条第1項)。

(3) 登録の有効期間

登録をした日の翌日から起算して5年間（法第21条第2項）。

更新の登録を受けようとする者は、有効期間満了の日前30日までに申請書を提出しなければならない（浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（以下「登録規則」という。）第1条）。

(4) 登録を受けるための要件

浄化槽工事業者は、営業所ごとに浄化槽設備士を置かなければならない（法第29条第1項）。

登録を受けられない欠格要件として、次の事項が定められている（法第24条第1項）。

- ①浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- ②浄化槽工事業の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者（浄化槽工事業者が法人である場合には、その処分があった日前30日以内にその法人の役員であったものを含む）
- ③都道府県知事より事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ⑤浄化槽工事業に係る営業に関し成人者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が①から④までのいずれかに該当するもの
- ⑥法人でその役員等（取締役や執行役に加え、相談役や顧問など法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有する者も含む。）のうち①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの
- ⑦暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ⑧登録申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載を欠いているとき

(5) 登録を受けるための手続

① 登録申請書と添付書類

	様式番号	書類内容	要 否		備 考
			法人	個人	
登録申請書	第1号	浄化槽工事業登録申請書	○	○	
添	第2号	誓約書	○	○	
		営業所ごとに置かれる浄化槽設備士が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面	○	○	浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し
付	第3号	工事業登録申請者の調書	○	○	法人にあってはその役員、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む
書	第4号	浄化槽設備士の調書	○	○	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員について作成すること。
		浄化槽設備士の住民票の抄本又はこれに代わる書面	○	○	これに代わる書面としては、例えば、外国人登録法に基づく外国人登録証明書がある。
類		登記簿謄本	○		
		工事業登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面		○	これに代わる書面としては、例えば、外国人登録法に基づく外国人登録証明書がある。

※住民票の抄本は、個人番号(マイナンバー)の記載のないものとする。

② 登録申請手数料

- 新規の登録（浄化槽工事業登録申請手数料）：33,000円
- 更新の登録（浄化槽工事業更新登録申請手数料）：28,000円

③ 登録申請書類の提出先及び部数

- 県内に主たる事務所を有する浄化槽工事業者
 - 〔提出先〕事務所所在地を管轄する地方局建設部・土木事務所
 - 〔部 数〕正本1部
- 県外に主たる事務所を有する浄化槽工事業者
 - 〔提出先〕中予地方局建設部管理課
 - 〔部 数〕正本1部

(6) 登録を受けたあとの届出等

①変更の届出

次の票の変更事項欄に係る変更が生じた場合は、その区分に従い、必要な書類を添付のうえ、「浄化槽工事業登録事項変更届出書」〔様式第7号〕を、変更のあった日から30日以内に提出しなければならない。

なお、書類の提出先と部数は、登録申請の場合と同じである。

法人	個人	変 更 事 項	添 付 書 類
	○	氏名又は名称及び住所	住民票の抄本又はこれに代わる書面
○		名称及び住所並びに代表者の氏名	登記簿謄本
○	○	営業所の名称及び所在地	商業登記の変更を必要とする場合には登記簿謄本（法人のみ）
○		役員の氏名	登記簿謄本 （新たに役員となる者がある場合には、誓約書(様式第2号)及び当該役員の調書(様式第3号)を添付)
○	○	浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士の免状の交付番号	当該浄化槽設備士の (1) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し (2) 調書（様式第4号） (3) 住民票の抄本又はこれに代わる書面

※住民票の抄本は、個人番号(マイナンバー)の記載のないものとする。

②廃業等の届出

次の表の事由が生じた場合は30日以内に、登録を受けた都道府県知事に届け出なければならない(法第26条)。

廃業等の届出事項	届出をすべき者
1 死亡した場合	その相続人
2 法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
3 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
4 法人が合併又は破産以外の事由により解散にした場合	その清算人
5 浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業者であった個人又は浄化槽工事業者であった法人の役員

③更新の登録

新規登録の有効期間は、登録日の翌日から起算して5年後の対応する日

をもって満了するので、その後引き続いて浄化槽工事業を営もうとする場合は、従前の登録の有効期間満了の日前30日までに、新規登録と同じ方法で申請書類を提出しなければならない（法第21条第3項、登録規則第1条）。

なお、更新登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算して5年間である。

(7) 浄化槽工事業者が建設業法上の許可を取得した場合

登録を受けた浄化槽工事業者が、新たに土木工事業、建築工事業、管工事業の許可を取得した場合には、浄化槽工事業の登録は自動的にその効力を失う（法第33条第4項）。

このため、建設業の許可を受けた者は、遅滞なく「特例浄化槽工事業者届出書」を提出すること。

令和3年1月から

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（国土交通省令第98号）の施行（令和3年1月1日）に伴い、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）の一部が改正され、浄化槽工事業に係る登録等に関する手続きに際して提出が必要な申請書類等への押印が不要となりました。

当該改正を踏まえ、愛媛県知事への提出書類の接続部への契印も廃止します。